

令和 7 年度

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会事業計画

1 基本方針

令和 7 年度は、前年度に引き続き社会福祉法人法に基づき、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の意識を引き続き持ち、県内唯一の当事者団体等で組織する法人の基本理念に基づき、各事業を実施する。神奈川県内の聴覚障害者福祉力を高め、聴覚障害者の社会参加・自立・福祉発展に向けて県内聴覚障害当事者団体及び支援団体等との連携を強化し、聴覚障害者の尊厳が保持される地域社会の実現に向けた方向での事業展開を行う。

具体的には、神奈川県内 2 か所の「聴覚障害者情報提供施設」神奈川県聴覚障害者福祉センターと川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理事業、盲ろう支援センター運営事業、聴覚障害児の早期支援中核機能モデル事業、遠隔手話通訳サービス事業、法人自主事業その他の社会福祉事業を実施する。それらの事業実施を通し、聴覚障害者が抱えるさまざまなコミュニケーション課題や生活課題を把握・整理し、その改善に努めていく。

事業の実施にあたっては、法人基本理念に併せて、社会福祉法や障害者基本法、個人情報保護法、障害者差別解消法等の関連法令を遵守するとともに、神奈川県手話言語条例および神奈川県当事者目線の障害者福祉推進条例を踏まえ、聴覚障害当事者団体及び支援者団体等との連携を図りながら、聴覚障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会理念

- 一、聴覚障害者の社会参加と完全な平等の実現を目指す。
- 一、聴覚障害（者）の問題を掘り起し、解決に向けて取り組む。
- 一、聴覚障害者のニーズに合った適切なサービスを提供する。
- 一、聴覚障害に関わる正しい知識を社会に啓発し普及する。
- 一、聴覚障害者が主体性を発揮して経営する。

2 事業計画

(1) 法人運営事業

- 1) 理事会、評議員会の開催
- 2) 監査の実施
- 3) 苦情解決の実施と苦情解決委員会の開催
- 4) センターまっりの実施
- 5) 職員の研修
- 6) 財政基盤の検討
- 7) 業務継続計画の設定
- 8) その他法人の適正な運営に必要な会議等

(2) 法人本部事業（手話通訳等事業）の実施

- 1) 手話通訳者の派遣
- 2) 要約筆記者の派遣
- 3) 手話講師等の派遣

(3) 神奈川県聴覚障害者福祉センター（神奈川県指定管理事業）の運営 別添資料参照

(4) 川崎市聴覚障害者情報文化センター（川崎市指定管理事業）の運営 別添資料参照

(5) 盲ろう者支援センター運営事業（神奈川県委託事業）の実施

- 1) 盲ろう者相談事業の実施
- 2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業の実施
- 3) 盲ろう者通訳・介助員養成事業の実施
- 4) 盲ろう者通訳・介助員現任研修事業の実施

(6) 聴覚障害児早期支援中核機能モデル事業（神奈川県委託事業）の実施

- 1) 中核機能の設置・周知
- 2) 聴覚障害児支援の関係機関との連携
- 3) 家族支援の実施
- 4) 巡回支援の実施
- 5) 聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施

(7) 遠隔手話通訳サービス事業（神奈川県委託事業）の実施

- 1) 遠隔手話通訳サービスの実施
- 2) 県の県民意見反映手続きにおいて手話対応に係る翻訳業務の実施
- 3) 職員研修の実施

(8) デフリンピックの機運醸成に関する事業（神奈川県委託事業）の実施

1) 国際手話講習会の実施

3. 課題（指定管理を除く）＜令和7年度中に検討する＞

- ・ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業の見直し
- ・ 職員の賃金・定年制の検討
- ・ デフリンピックへの応援協力